

## 交通事故によって発生する責任について

Q

交通事故の中でも、人身事故を起こした場合、加害者にはどのような責任が発生しますか。

A

1 最近、また交通事故、人身事故の中でも特に死亡事故が多発するようになり、関係の質問が増えてきました。そこで、これから何回かは交通事故についての説明をさせていただきます。

2 まず、交通事故（人身事故）を起こすと、誰がどのような責任を負わなければならないかという点から申し上げます。

3 交通事故（人身事故。以下特に断らない限り、交通事故と言ったら人身事故と思ってください）を起こしますと、刑事上、行政上および民事上の責任を負います。

4 まず刑事上の責任について。人身事故には死亡と傷害があり、1度の事故で死亡と傷害の両方の結果を生ずることもあります。(1)死亡の場合が業務上過失致死罪、(2)傷害の場合が業務上過失傷害罪、両方の結果を発生させると業務上過失致死傷ということになります。これらに対する刑事罰は懲役・禁錮・罰金で、懲役・禁錮に罰金が併せて課せられることもあります。懲役・禁錮というのは、刑務所に入れられること（これを実刑と言います）です。ただし、執行猶予といって、懲役・禁錮の期間が3年以下の場合には、5年以内の期間で刑の執行（刑務所に入れること）を猶予し、この執行猶予期間を無事に過ごしますと、刑の言渡の効力を失わせる制度もあります。

5 死亡・傷害に飲酒（酒気帯び）、無免許（免許中を含む）、轍き逃げ、信号無視・スピード違反などがあると道交法（道路交通法）違反もつき、懲役・禁錮になる確率が高くなります。また、交通事故そのものは初めてでも、上記のような交通違反で反則処分に処せられたり罰金を支払ったことがありますと、厳しい処罰を免れません。従って、反則金だからいいわとか、罰金ぐらいなら大したことはないと考えないで、日頃から安全運転に努めてほしいと思います。

事故はやる気がなくて過失で起きるものですから、その時に日頃の事故歴、反則歴が厳しくきいてくることがあります。要するに、事故につながる違反歴は実刑に直結します。

6 行政上の責任とは、免許停止・免許取消等です。点数とも関係あり、運転を業とする人にとってはつらいことになります。免許停止中の運転は無免許運転と同視されます。（保険がきかないことがある）。

7 民事上の責任とは損害賠償のことです。刑事上の責任を取って交通刑務所へ行ったからとか、免許停止・取消などで行政上の責任を果たしたからといって損害賠償義務が免除される訳ではありません。それも、業務に従事中の事故ですと、人身・物損とも運転者・会社（雇主）とも賠償責任を負います。なお、言葉の意味について、上記の業務上過失致死・業務上過失傷害の場合の「業務上」と会社の業務に従事している場合の「業務」とは意味が違います。「業務上」というのは、自動車の運転を繰り返してする意思（これを反復継続する意思と言います）を言います。単なるレジャーや初めての無断運転でも、刑法上は「業務上」の過失と評価されます。

8 民事上の責任、すなわち損害賠償は、金額がどれだけになるか、事故の結果によって初めて具体化するもので、事故の時に損害賠償額が少ないように選んで起こすなどということはありません。金額によっては、全財産をはたいても足りなかったり、会社を倒産させかねない大損害の場合もあります。そこで、保険に入って不慮の事故に備えるのが最善ということになります。一方、被害者になったが、加害者に全く賠償能力がなく、且つ保険にも入っていないということもあります。このような場合に備えて、自分を守るために、自ら傷害保険や生命保険などに加入しておく必要があります。この傷害保険金・生命保険金は事故による賠償とは別のものです。

9 事故は、起こすつもりがなくても起きますし、いつ被害者になるか判りません。これから何回かに分けて、交通事故、特に損害賠償について少しでも多く知っていただこうと思います。